

# 庁議付議事案 審議要旨（記録）（平成26年9月30日開催）

付議事案名： 番号制度導入の推進を図るための庁内検討組織の設置について

提案課 行政管理部情報政策担当

## 議事要旨公開・時限非公開の別

決裁後公開します (  をチェックした場合、その理由)  
 ( ) 後公開します

### 1. 付議事案の概要

（付議目的）

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（いわゆる番号法）が昨年5月に成立し、平成28年1月に個人番号の利用が開始される。この番号制度をより効率的、効果的に導入するために、番号制度に係る課の職員から構成される検討組織を設置し、番号制度に係る調査検討を行い、円滑な導入を図る。

（経過及び現状）

- ・事前調査 平成26年4月28日～実施中
- ・番号制度研修 関係課職員及び希望する職員を対象に実施（e-ラーニングについては現在実施中）

（具体的な措置）

- ・番号制度に係る調査分析、問題点の抽出（平成26年4月～実施中）
- ・国立市社会保障・税番号制度導入検討会設置要綱を定め、同要綱第6条に基づき、「個人番号制度業務検討部会」「特定個人情報保護検討部会」「個人番号カード交付・広報等検討部会」の作業部会を設置する。

### 2. 集約

基本的に原案の内容で確認し、事務を行っていく。ただし、指示のあった事項については調整する。

### 3. 主な意見・質疑・確認事項等

【質疑等】

・番号制度に関連して、住基ネットについては、現在までにトラブルがあるか  
国立市においては、トラブルは発生していない。

・番号制度導入以降に想定される主要なリスクと対応策はどうなっているか  
もっとも大きなリスクは、職員による不正閲覧である。アクセスすることができる職員も、従来の住基ネットでは市民課職員のみであったが、番号制度導入以降は、窓口業務のある職員は、嘱託職員も含めほとんどが閲覧できるようになる。

対策としては、アクセス権限を管理すること、不正閲覧抑止のため閲覧のログを残すこと、研修会等で職員に周知していくことを考えている。また、各職場への入退室管理を強化する必要もある。

なお、外部媒体によるデータの持ち出しについては、システム上不可能となるよう改修を行う。

・検討組織はいつごろまで設置されるのか

番号制度自体について、今後適用範囲等が拡張されることが議論されていることから、明確にできないが、最低でも平成29年度までは継続される予定である。

・導入に伴う条例改正は、セキュリティ関連の条例のみが対象か

番号制度導入以降は、添付書類等が省略できるようになることから、添付書類や様式等を定めた規則や要綱などは改正の必要がある。本検討会の作業部会にて、改正が必要な例規等を洗い出す予定である。

【指示事項】

- ・市議会からは番号法に対する懸念の声もあるため、丁寧に説明を行うこと。
- ・市民向けの説明会についても、実施を検討すること。